

平成26年 網走市議会  
 総務文教委員会会議録  
 平成26年9月11日（木曜日）

○日時 平成26年9月11日 午前10時06分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正  
 予算中、所管分
2. 議案第3号 網走市税条例等の一部を改正す  
 る条例制定について
3. 請願第39号 住民の安全・安心を支える「国  
 の出先機関」の拡充を求め、  
 「公務の民営化・独立行政法人  
 化・業務委託化」に反対する意  
 見書の提出を求める請願  
 (H26. 3. 7 継続審査)  
 (H26. 6. 12 継続審査)
4. 請願第40号 集団的自衛権行使による「戦す  
 る国」づくりに反対する意見書  
 提出を求める請願  
 (H26. 3. 7 継続審査)  
 (H26. 6. 12 継続審査)
5. 請願第41号 特定秘密保護法の撤廃を求め  
 る意見書提出についての請願  
 (H26. 3. 7 継続審査)  
 (H26. 6. 12 継続審査)
6. 請願第42号 特定秘密保護法の廃止を求め  
 る意見書提出についての請願  
 (H26. 3. 7 継続審査)  
 (H26. 6. 12 継続審査)
7. 請願第43号 地方自治体の臨時・非常勤職員  
 の待遇改善と雇用安定のための  
 法改正に関する意見書提出につ  
 いての請願  
 (H26. 3. 7 継続審査)  
 (H26. 6. 12 継続審査)
8. 請願第46号 道教委「新たな高校教育に関す  
 る指針」の見直しと地域や子ど  
 もの実態に応じた高校づくりの  
 実現を求める意見書提出につ  
 いての請願  
 (H26. 6. 12 継続審査)
9. 請願第50号 憲法解釈の変更による集団的自  
 衛権行使容認を行わないことを

求める意見書提出についての請  
 願

(H26. 6. 12 継続審査)

10. 請願第53号 集団的自衛権行使容認の閣議決  
 定を撤回し憲法第9条を守り生  
 かすことを求める意見書提出に  
 ついての請願
11. 請願第54号 特定秘密保護法の撤廃を求め  
 る意見書提出についての請願
12. 請願第55号 消費税増税に反対する意見書提  
 出についての請願
13. 陳情第16号 集団的自衛権の行使について、  
 必要な事実を正確に伝えながら  
 国民的議論を喚起することを求  
 める陳情  
 (H26. 6. 12 継続審査)
14. 陳情第19号 「ゆきとどいた教育」の前進を  
 もとめる陳情
15. 陳情第20号 「高校・大学教育の無償化」の  
 前進をもとめる陳情
16. 陳情第21号 「新たな高校教育に関する指  
 針」の見直しをもとめる陳情
17. 陳情第22号 「釧路地方裁判所北見支部にお  
 ける労働審判の実施を求める意  
 見書」の提出を求める陳情
18. 陳情第26号 「特定秘密の保護に関する法律  
 の廃止を求める意見書」採択に  
 関する陳情
19. 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対  
 する意見書の提出要請  
 (H26. 6. 12 継続審査)
20. オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反  
 対する意見書の提出要請
21. その他

○出席委員（6名）

委員 長	平 賀 貴 幸
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	飯 田 敏 勝
	近 藤 憲 治
	高 橋 政 行

---

○欠席委員（0名）

---

○委員外議員（2名）

議 長	小田部 善 治
副 議 長	山 田 庫 司 郎

---

○傍聴議員（4名）

金 兵 智 則
佐々木 玲 子
松 浦 敏 司
渡 部 眞 美

---

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
企画総務部長	川 田 昌 弘
税 務 課 長	児 玉 卓 巳

.....

教 育 長	木目澤 一 三
学校教育部長	三 島 正 昭
社会教育部長	後 藤 伸 次
学校教育部次長	伊 井 俊 明
管 理 課 長	鈴 木 直 人
社会教育課長	吉 村 学
スポーツ課長	岩 本 博 隆

.....

選管事務局長	山 本 規 与 思
--------	-----------

---

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	松 山 俊
係	田 中 康 平

---

午前10時06分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案2件、請願10件、陳情6件、要請2件の合計20件について審査を行います。

最初に、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてであります。

最初に、総務費マイナンバー制度導入事業並びに

納税業務費について説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 議案第1号の平成26年度一般会計補正予算のうち、一般管理費について御説明申し上げます。

議案資料1号の7ページをごらんいただきたいと存じます。

マイナンバー制度導入事業に関する補正の理由と内容についてでございますが、社会保障税番号、いわゆるマイナンバー制度につきましては、平成29年7月の本格的な運用開始となりますので、制度導入に向け、今年度より電算システムの改修を計画しているところでございます。

住民記録や税のシステムなど総務省所管分の電算システムにつきましては、今年度の当初予算に改修経費を計上しているところでございます。

厚生労働省所管となっております国民健康保険、介護保険などの保険に関するシステム及び生活保護など福祉に関するシステムにつきまして、このたび改修対象となるシステム、補助の内容が明らかとなったため、本議会において電算システム改修に係る経費を追加補正するものでございます。

補正額につきましては、補正前の額が1,814万4,000円に対しまして2,220万円を追加するものでございます。

財源内訳は、国庫補助金が1,460万円、一般財源が760万円で、補正後の額は4,034万4,000円となっております。

歳入予算につきましては、②に詳細、記載のとおりでございます。

続きまして、同じく平成26年度一般会計補正予算のうち賦課徴収費について御説明申し上げます。

議案資料1号の8ページをごらんいただきたいと存じます。

過年度還付金及び加算金に関する補正の理由と内容についてでございますが、法人市民税は前年実績額を基礎として、中間申告において2分の1の中間納付をすることとなっております。

平成26年度の確定申告におきまして、法人税割の減少による中間納付額の還付及び個人市民税における修正申告による還付が増大する見込みのため、追加補正を行うものでございます。

補正額につきましては、補正前の額が1,500万円に対し、500万円を追加するものでございます。

財源内訳は一般財源で、補正後の額は2,000万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 課長から説明のあったマイナンバー制度の導入事業なのですが、私どもはこの制度は、昨年2013年5月に成立したときに、マイナンバー制度そのものの制度の不合理性ということで反対した経緯があります。

今の説明では、導入をめぐっては、国は行政の効率化と真に手を差し伸べる者への給付の充実などとして、税や社会保障の利点を強調していますが、全ての国民に番号をつけて個人情報を国が一元的に収集する、利用するもので、これには全日本弁護士連合会等も反対の声明を出しております。その内容は、一般的にプライバシーの侵害です。成り済ましなどの犯罪などに対して阻止できないなどの不安が全く解消されていない。

それともう一つ、この法律は施行する施行令の審議のときに、このマイナンバー制度の第19条では、特定個人情報、番号を含む個人情報の提供を原則禁止しているのですが、しかしその他の政令で定める公益上の必要あるときに提供できるとして利用拡大に道を開く内容となっていたのです。

ことしに入って施行令の国会審議の中で、さまざま法律が適用できる道を開いたのです。

例えば、施行令で利用が認められた主な法律として、少年法、それから破壊活動防止法、国際捜査共助等に関する法律、暴力団云々といろいろ8つほどあるのですが、その中で破防法をめぐっては公安調査庁が私たちの党や市民運動などに対して調査を名目に違法な活動を行っているという認識で私たちはいます。

このマイナンバー法の施行令では、破防法の第27条の公安調査官による法の目的の範囲内での必要な調査を理由に適用を認めているのです。

これでいくならば、違法な情報収集が拡大する危険性が大きいということで、私たちは反対というか思ったとおりの心配された内容で、これが導入されることについては反対ということになるのです。

もともとこの法律は、1回消えました国民総背番号制が、横文字というかマイナンバーという口当たりのよい名前になって出てきたので、国民の皆さんはそう感じない面もあるのですが、言ってみれば国民総背番号制の再来だと私は思っています。

それで1点聞きたいのですが、この番号をつけまして今回はシステムの改修なのですが、

も、こういうシステムというのは莫大に金がかかるのです。いわゆるインターネットの機械と同じように。それでいくならば、10年ほど前に住民基本台帳がカード化になりました。

当網走では、この住民基本台帳をカード化して、どの程度の市民がこのカードを利用したのか。恐らく全部の市民というか、市民がカードをつくるということを想定して機械を入れて交付したのですが、網走の現状はどういうふうになっていますか。

○児玉卓巳税務課長 平成15年に住基カードの交付が開始されました。それで、網走市におけます現在までの交付枚数は平成26年3月現在で1,996枚、うち今現在も有効な枚数は1,571枚という交付状況になってございます。

○飯田敏勝委員 パーセントにするといくらになりますか。

○児玉卓巳税務課長 有効枚数を現在の3月の住基人口で割り返した交付率、普及率は4.18%でございます。

○飯田敏勝委員 私が調べたところで帯広市、これも3.8%というような、ほぼ4%前後というような数字になっております。

帯広市では、カード発行にはもろもろの機械だとか、そういうものを入れましてカード発行に1枚2万8,000円もの経費がかかっていると。導入メリットが少ないという指摘が上がっています。

網走もその程度のコストがかかっているということでの認識でよろしいですか。

○児玉卓巳税務課長 住基カード1枚当たりの発行経費でございますけれども、当市におきましてはシステムのカード端末用の経費、サーバー等、あるいは同じカードの中でも個人認証システムというデータを格納する作業、そういった経費、そしてカードの単価を含めまして、1枚当たり約7,000円という計算になります。

○飯田敏勝委員 いずれにしても、住民基本台帳の記録も今回のマイナンバーに組み込まれるということになると思うのですが、そういうものも含めて、コスト的にも今回計上されたもののほかに、税と社会保障の関係でこれからどんどん出てきて、これらもまた更新すると。

一方ではマイナンバー制度の問題点が拡大するというのと同時に、税金そのものをこのシステム改修でこれから加えていくと。

ましてや利用する住民基本台帳に見られるように、国民の皆さんは陰では不利益をこうむるような情報が漏れるかもしれない、流されるかもしれないと同時に、このような税金を組み込むマイナンバー制度の導入事業には私は反対を表明したいと思いません。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○七夕和繁委員 社会保障、子どもから大人まで把握をしていくというのは国、自治体の役目なのではないかと思っています。

効率化を求める部分ではこういう手段というのも一つの方法ではないかと思っておりますので、この件に関してはいろいろ問題点はあるかもしれませんが、それは後々組み込んでいただいて、これは前向きに進めていただければと思いますので、賛成の立場からお話しさせていただきました。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 長い間政府が検討してきた、先ほど国民総背番号制のような名称も上がっていましたが、やはり今、日本の制度上は社会保障の分野であったり、その所管や管轄の部分であったりとか、さまざまな納税の情報であったりとか、個人の情報がばらばらに管理をされている状態であると。

それを一括管理できるような形にして、より効率的に運用することによって、サービスの向上であるとか、または悪意を持って納付をしていない方の情報を的確に把握をして、納税、納付を進めていくという部分では極めて重要な取り組みであるというふうに私どもの会派は考えておりますので、このマイナンバー制度導入事業に係る補正予算についてはしっかりと進めて行っていただきたいというふうに考えているところであります。

1点質疑があるのですが、冒頭総務省のほうは当初予算で入っていたと、今回厚生労働省所管分の部分が明らかになったから後で補正予算という形で積んでいきますというお話なのですが、このタイムラグという、総務省のほうは先に来ていたのだけれども、厚労省のほうは今来たという、このタイムラグはどういうところにあったのかというのを御説明いただけますでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 マイナンバー制度につきましては、所管としましては総務省が中心に推進する形だと思います。

それで、厚生労働省の関係部分につきましては、具体的には先ほども申し上げましたけれども、どの

分野の業務のシステムを補助対象とするか、そして今年度と来年度以降に分ける形もございます。

そういった関係で、今年度になってから補助要綱が定められまして、それで補助金の確定、要綱の確定がされたことで追加補正となったものでございます。

○平賀貴幸委員長 よろしいですか。ほか。

○高橋政行委員 私はこのマイナンバー制度というのは取り入れるべきだと考えております。

正確さですとか、それから漏れてしまったということのないような、そういった制度になっていただきたいと思えます。

以上です。

○飯田敏勝委員 今マイナンバーの制度がそういう制度になってほしいと言ったのですけれども、私が先ほど施行令の中で言ったのですけれども、こうした公安調査庁などへの情報提供は、マイナンバーのネットワークを介さずに行われている。自分の情報が利用されたと知ることができない。また、マイナンバーの悪用を監視する第三者委員会、これは特定個人情報保護委員会というのですか。このチェックの対象外なのです。どこでチェックするのですか。

○平賀貴幸委員長 理事者への質問でいいのですか。

○飯田敏勝委員 議員間討論です。

○平賀貴幸委員長 議員間討論ですね。

暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○平賀貴幸委員長 再開します。

飯田委員から今、議員間討論ということでありましたけれども、それに対して皆さんいかがでしょうか。

○近藤憲治委員 飯田委員がおっしゃりたいことは、このマイナンバー制度導入事業の本来の目的から外れる恐れのあるような形で情報が流用されてしまうのではないかという御懸念なのだと思うのですけれども、その部分は、ほかにもいろいろこの間法律が通っているのもあるのですけれども、制度の導入とともに運用の中でもしそういった懸念が本当に最大化して何らかの問題が起きる可能性が非常に高まっているというようなところであれば、検証、検討、改善する必要があるかと思うのですけれども、まず一義的にはこのマイナンバー制度を導入することによって、税の納入、納付について一括管理

をして、きちんとした納付を促していく、また効率的な行政運営を進めていくという大局的な目的を理解することはまず必要で、その中で起き得る問題点については今後の運用で改善が、もしあるとすれば改善をしていくという考え方で臨んでいくという形が望ましいというふうに私は思っておりますので、飯田委員の御懸念は理解するところでありますが、それは運用の中で改善をしていくということで政府に働きかけていく等の取り組みで進めていけばいいと思っております。

○飯田敏勝委員 運用でという話ですけれども、国会の審議の中でも施行令の審議の中で、運用の具体的な中身を法案審議のときには明らかにしないという経緯があるのです。運用と言いましたけれども、後で政令に委ねるという手法を使っているのです。

それであるならば、具体的な中身は報道されないで、反対の声も出にくい、国会の審議もできない。

これは後から審議する秘密特定秘密保護法の手法と似ているのです。

だから、きょうの道新にも載っていましたが、秘密保護法のパブリックコメントを受けてあったので、それは後から議論になるのですけれども、そういう運用でやる場合という、その運用自体が後出しじゃんけんみたいな形になるということについてはどうお考えですか。

○近藤憲治委員 それはどこを起点に見て後出しなのか先出しなのかという部分で、具体的な事例がないとなかなかこれはどうなのだとお答えするのは難しいと思うのですけれども、何度も申し上げますが、飯田委員のような御懸念があるのだとすれば、私自身はないのですけれども、あるのだとすれば、その懸念が払拭できるような運用を求めていくという形で進めていくべきだろうというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 後からまた同じような中身の特定秘密保護法もあるのですけれども、少なくとも運用では解決できない。

施行令ももう出るということになると、後は政令に委ねるという手法にも私は反対ですし、それは決して運用で直せないほどのときまでもう来ているということで、私は今回反対という意思表示をしました。

議員間討論でもその程度しか今できなかったのですけれども、この委員会でもその後の運用についてまた議論をしていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員長 それでは次に、農業委員会委員選挙費について説明を求めます。

○山本規与思選挙管理委員会事務局長 平成26年度一般会計農業委員会委員選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1号の9ページになりますが、これにつきましては本年7月6日執行の網走市農業委員会委員選挙が無投票となりましたことから、不用となりました選挙経費250万3,000円を減額し、補正後の額を54万4,000円とするものでございます。

経費の内訳につきましては、資料の表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これについてはよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて、教育費学校図書館活用事業について、小学校図書館整備事業並びに中学校学校図書館図書整備事業、関連がありますので一括して説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 平成26年度網走市一般会計補正予算のうち、小学校教育振興費小学校学校図書館図書整備事業及び中学校教育振興費中学校学校図書館図書整備事業について御説明を申し上げます。

議案資料の10ページと11ページをごらん願います。

平成26年7月28日に国際ソロプチミスト網走から市内小中学校の学校図書館図書の充実に役立ててほしいという趣旨で、市に対し300万円の寄附があったところでございます。

この寄附金を活用いたしまして、図書を購入し、市内小中学校15校に配置し、学校図書館の図書の充実を図ろうとするもので、小学校学校図書館図書整備事業に180万円を、中学校学校図書館図書整備事業に120万円をそれぞれ追加補正しようとするものでございます。

事業費につきましては、小学校学校図書館図書整備事業の備品購入費といたしまして180万円、中学校学校図書館図書整備事業の備品購入費として120万円。

財源につきましては寄附金で、資料10ページの2の①及び同じく11ページの2の①に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これについてもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、教育費市民会館屋根等改修事業並びにオ  
ホーツク・文化交流センター音響設備改修事業につ  
いて説明を求めます。

○吉村学社会教育課長 平成26年度網走市一般会計  
補正予算のうち、社会教育施設費市民会館屋根等改  
修事業及びオホーツク・文化交流センター音響設備  
改修事業の補正予算について御説明いたします。

初めに、市民会館屋根等改修事業について御説明  
いたします。

議案資料12ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、国の経済対  
策に伴い創設されましたがんばる地域交付金を活用  
し、市民会館屋根等の改修を行うものです。

事業内容といたしましては、大ホール周辺の雨漏  
り対策としての屋根等の防水施工工事を行うもの  
で、工事費として1,240万円を追加補正しようとす  
るものでございます。

補正額は、歳出予算が市民会館管理事業市民会館  
屋根等改修事業として1,240万円でございます。

歳入予算は、国庫補助金がんばる地域交付金が  
1,120万円、一般財源が120万円でございます。

以上で市民会館屋根等改修事業についての説明を  
終わらせていただきます。

次に、オホーツク・文化交流センター音響設備改  
修事業について説明させていただきます。

議案資料13ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、本事業につ  
きましても、同じくがんばる地域交付金を活用し、  
オホーツク・文化交流センターのエコーホールの音  
響設備の改修を行うものでございます。

事業内容といたしましては、オホーツク・文化交  
流センターが開館した当初からエコーホールに設置  
されております音響卓、アンプ、スピーカーなど音  
響設備の更新を行うもので、備品購入費として760  
万円を追加補正しようとするものでございます。

補正額は、歳出予算がオホーツク・文化交流セン  
ター管理事業オホーツク・文化交流センター音響設  
備改修事業といたしまして760万円でございます。

歳入予算は、国庫補助金がんばる地域交付金が

680万円、一般財源が80万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 市民会館の屋根の改修、前回何年  
前にやってどの程度の耐用があったのか。

それから、音響設備の関係も開館した当時の  
物か。それとも1回不備があつてかえた物を改修す  
るのか、その辺はいかがですか。

○吉村学社会教育課長 市民会館の過去の屋根の補  
修の御質問につきましてお答えいたします。

市民会館は平成23年に外壁の一部補修は行ってい  
るのですが、今回行おうとする雨漏り対策としての  
屋根補修工事につきましては、開館以来初めてとい  
うことになります。

続きまして、オホーツク・文化交流センター音響  
設備の改修事業の設備のことにつきましては、エコ  
ーセンターの開館以来設置されている物の初めての  
更新ということになります。

以上でございます。

○飯田敏勝委員 市民会館はかなり古いのに、網走  
はほかに大ホールがないものですから、外壁なり内  
部なり、とうとう屋根もということになったと思う  
のですけれども、何とかもたせてやってもらいたい  
と思います。

エコーセンターは開館以来初めて音響の設備とい  
うことなのですけれども、音響のほかにこれから維  
持管理が出てくる時期だと思っておりますけれども、維持  
管理も最小限に済ませて、その辺の維持補修も努力  
してやってもらいたいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これについてもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、教育費環境対応車整備事業並びに  
スポトレトレーニングルーム整備事業について説明  
を求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 スポーツ課所管の平成26  
年度一般会計スポーツ施設費並びにスポーツ施設整  
備費の補正について御説明申し上げます。

議案資料1号14ページから16ページをごらんく  
ださい。

スポーツ施設費補正についてであります。スポ  
ーツ課所有の車両のうち1台は平成10年車であり、  
16年経過した車両を更新したいと考えております。

本件につきましても社会教育課同様、国の交付金を活用して購入しようとするものであります。

金額につきましては、車両と自賠責保険で300万円。財源内訳等につきましては14ページ記載のとおりであります。

次に、スポーツ施設整備費の補正につきまして、補正の理由及び内容でございますが、従来から課題でありました網走スポーツトレーニングフィールド内のトレーニングルームの整備につきまして、国からの交付金を活用し、整備しようとするものであります。

補正額につきましては、鉄骨造の建物、旧施設の解体、トレーニング器具購入で1,500万円でございます。財源内訳等につきましては15ページ記載のとおりであります。

以上でございます。

**○平賀貴幸委員長** それでは質疑に入ります。

**○飯田敏勝委員** まずスポトレのトレーニングルームについてお聞きします。

トレーニング室がプレハブであったというのは見えていますけれども、新たに整備するトレーニング室、これは合宿以外には使えるのか使えないのか。もし使える場合はどのような対応になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

**○岩本博隆スポーツ課長** 今回整備する内容につきましては、フリーウエイト、ディスクなり、バーなりというかなりの熟練者が使う物でありまして、合宿以外に使うということになりますと危険性もありますので、合宿のみというふうに考えております。

**○飯田敏勝委員** 予算的には1,500万円なのですが、今のフリーウエイト等ということになりますと、合宿の期間のみということになるのですけれども、トレーニングフィールドを利用するのは主にラグビーのチームだと思うのですけれども、その他のチームも含めて考えているという考えではなくて、ラグビーだけという考えか、それともその他のほうにも準用するという考えでいいのですか。

**○岩本博隆スポーツ課長** ラグビーが中心になると思いますが、スポーツトレーニングフィールドにあります投てき場につきましても現在もトレーニング室と併用してトレーニングをしております。

最近陸上競技につきましてもウエイトトレーニングをする傾向にありますので、ラグビーに限らずスポーツ合宿に来ていただいているチームに使っていただくというふうに思っております。

**○飯田敏勝委員** 網走は平成19年度のワールドカップラグビーのキャンプ地候補の誘致に名乗りを上げています。

その他オリンピック関係もあるので、そういう施設の一環という捉え方も持っているのでしょうか。

**○岩本博隆スポーツ課長** 現在来ているチームからの要望もありますし、今言われたようなワールドカップ、世界大会等の誘致で動く中でもトレーニング施設の充実ということは随時言われておりますので、今言われたようなことも視野に入れてという考えであります。

**○飯田敏勝委員** わかりました。

それと環境対応車、これは企画総務部長にお聞きします。

あと社会福祉課と土木管理課にも3台環境対応なので、今まで環境対応した公用車が何割ぐらいあって、今後環境対応ということで全部そろえていくということなのか基本的な考えだけお示ください。

**○川田昌弘企画総務部長** 今手元に資料がないので、役所全体の台数は把握できていませんが、近年の車両更新は基本的には更新年限が16年から17年経過の車両ということで一応基準を定めています。

基準に沿った形で更新をするわけですが、できるだけ環境対応車にする方向という基本方針は持っています。

ただ、車両1台の単価がやはり普通の乗用よりは高いということもありますので、そこは全てということとはなかなか難しいかもしれませんが、基本的な考えはそういうふうな方向を持っています。

今回の更新については、国のがんばる交付金が交付されたということで、通常一般財源で買わなければならないところをこうした交付金を活用して買えるということで、計画の中で16年ないし17年たった車両について更新しようとするものでございます。

**○飯田敏勝委員** お金のかかることなので今回のがんばる交付金を使ったということなのですが、環境対応ということであればそれを基本にすると。

前に議論したことがあるのですが、公用車そのものを軽四を主体にしていくといった場合、これは後の市税条例の改正の中で軽四のさまざまな値上げだとか、重課導入とかといろいろあるのですが、そういう軽四を主体にして、燃費だとか維

持費も含めた環境対応ということも含めて、全部が全部普通車ということではないというような質疑をした経緯もあると思うのですけれども、その辺のお考えはいかがですか。

**○川田昌弘企画総務部長** 今委員がおっしゃったとおり、特に税務課だとか福祉サイドで使っている公用車については、軽四輪車を中心に購入をしているという状況にあります。

ですから、所管する課の業務の内容に応じて、特に貨物、荷物を積むとかそういうことがなければ、軽四輪、軽自動車に対応するというを基本に考えているところでございます。

**○飯田敏勝委員** 基本的には今言ったことを含めて取り進めるということで理解します。

以上です。

**○平賀貴幸委員長** よろしいですね。

それでは、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分については、大方の賛成をもって原案可決すべきものと決定したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように確認をさせていただきます。

---

**○平賀貴幸委員長** 次、議案第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○児玉卓巳税務課長** 議案第3号網走市税条例等の一部を改正する条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案資料40ページの資料2号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法、地方税法施行令等の改正に伴い、関係部分についての所要の改正、条項の整理を行おうとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は法人税法等における外国法人に対する国際課税原則の見直しに伴い、個人市民税及び法人市民税における外国税額控除の適用等について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

2点目は、地域間の税源の偏在性を是正し財政力の格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部が地方法人税として国税化され地方交付税の原資となることに伴い、法人税割の税率を現行の

14.7%から12.1%に改正しようとするものでございます。

3点目は、自動車関係税制の見直しにより原動機付自転車、二輪車、軽四輪自動車等の標準税率が改正されたことに伴い、平成27年度から軽自動車税の税率を引き上げようとするものでございます。

4点目は、個人市民税について肥育肉用牛の売却による事業所得の免税措置につきまして、適用期限を3年間延長しようとするものでございます。

5点目は、固定資産税のわがまち特例として公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置を定めようとするものでございます。

6点目は、耐震改修が行われました一定建築物に対する固定資産税額の減額措置が創設されたことに伴い、その申告に関する規定を設けようとするものでございます。

7点目は、軽自動車のグリーン化税制を進める観点から、最初の車両番号の指定から14年を経過した軽四輪自動車等について、平成28年度より税率のおおむね20%の重課の特例を新設しようとするものでございます。

8点目は、個人市民税について優良住宅の造成などのため、土地を譲渡した場合の譲渡所得に係る軽減税率について、適用期限を3年間延長しようとするものでございます。

9点目は、公益法人制度改革により特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設について、その非課税措置が廃止されたことに伴い、その申告に関する規定について改正しようとするものでございます。

10点目は、単に課税標準の計算の細目を定める規定及び東日本大震災に係る特例の規定について、条例によって定めなければならない事項を除き、削除しようとするものでございます。

11点目は、地方税法等の一部改正等による条項の整理であります。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、資料42ページから45ページに記載のとおりでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

**○平賀貴幸委員長** それでは質疑に入ります。

**○飯田敏勝委員** 今御説明があったのですけれども、今回の地方税制の改正、施行期日がもう既に2015年の4月1日とか2016年、2017年とまたがっているのですけれども、基本的にはこの地方税法が消

費税の増税を前提にしたさまざまな激変緩和、景気対策のための減税の措置と、それによって生じる地方税収の減少分の代替としての増税だとか、2番目の法人税割の税率の見直しなどは地方自治体の税収格差の水平調整だと思うのですけれども、消費税を地方財政の主要な財源とするための施策という認識を私はしているのです。

例えば、2番の法人税割の税率の見直しであります。地方法人税の創設に対応して税率を引き上げる。現行14.7%から12.1%に改正したとあるのですけれども、実際これは網走市にとってどのぐらいの減収になるのか。その補填はどうなっているのか、それをまず第1点目に伺いたいと思います。

**○児玉卓巳税務課長** 法人市民税の税割の税率引き下げに伴う減収額の件でございます。

平成25年度の決算額をもとに試算いたしますと、この税率の引き下げ自体は平成26年10月1日施行でございますが、具体的には10月1日から始まる事業年度の法人の決算に適用されますので、実際上は平成27年9月決算の法人から適用になり、平成27年度の税収で一部減額、そして平成28年度からは完全にこの新税率の適用となります。

その意味で平成ベースとなります平成28年度で試算しますと約4,000万円の法人市民税の減額となりますが、ただ、これにつきましては、法人市民税、市税として4,000万減収になりますけれども、先ほども申しましたとおり、同率、同額が、国税として一度地方法人税として国が徴収し、それを地方交付税の原資にそっくり同額を入れて、そして最終的には自治体交付金として交付されるという内容でございます。

**○飯田敏勝委員** いわゆる消費税率の引き上げに伴って地方と都市部との格差、特に交付団体と不交付団体、東京が1番の不交付団体の最たるもので、東京都のほうから結果的に地方に回そうということです。

今引き下げ分を地方法人税として徴収されて、交付税措置されるということになりますと、地方交付税特別会計に繰り入れられます。

企業の負担は実質的には変わらないとなると、本来交付税の制度からすれば、これは財源機能と財政調整機能からいうと、そういう面で調整しなければならぬのを、どうして地方が本当はもらう税金、きちんと調達できる税金が交付税措置されるということの意図は何かということなのですからけれどもどう

ですか。

**○児玉卓巳税務課長** 現行の法人税制全体の見直しの中での、それと消費税率の引き上げに伴う議論の中での措置になりますけれども、現行の法人に対する課税、国税、地方税を含めた状況の中ではやはりこういう形をとらないと格差均衡の是正を図ることが難しいということでの、税法の理論からの措置であると考えております。

**○飯田敏勝委員** 税法の理論ということであれば、地方交付税法を改正して、国税方法によって交付税措置をするという財源調整機能と二つの面を持っているのですけれども、建設国債は違法ではないけれども、赤字国債発行は違法だということであれば、国債を発行しないで、国税そのものを充てるということになれば。実際交付税そのものは国税の国庫支出金と違って色がついていないのです。

今のやり方でいうと、今のシステムを変えないならば、不交付団体の地方税を国税にして、それを交付税措置で分配するというのであれば、なかなか官僚的なうまい方法だと思うのです。

実際、例えば今4,000万円の減収が出たと。今までの決算委員会の議論からすると4,000万円何がしで、交付税算入措置をすると4,000円何がしというような数字は地方にとっては一見いいように見えるのですけれども、この引き下げは、結果的に地方は交付税依存体制をずっととられて、国からの地方の税金ではなしに国税にすることによって、国に逆らえないような体質にするというのが、今回のこの措置というものには一つあると思うのです。

もう一つは、国税を充てるということであれば、なぜ国税が減って、今赤字国債を発行しなくてはならないかといったら、所得税そのものが前は20兆円あったのが今10兆円。いわゆる累進課税でなくて、逆進になってきているというようなことがあると思うのです。

そういうことからいうと、そういう交付税措置のあり方そのものを改正するのが本来のやり方であるのに、本来のやり方でなくて、今回地方税を引き下げして国税に持っていくというやり方がだめなので、私どもはこのやり方はおかしいのではないかと。消費税そのもので格差がつくのが消費税を主要な財源とするというような考え方だと思うのですけれども、それは税法上の問題だけではなくて、税法そのもの、地方交付税そのものを変えれば解決できるということと、国税の逆進性ではなしに累進性に換え

ることによって解決はできるのではないですか。

**○川田昌弘企画総務部長** 今回の税制改正の基本的な目標というか目指すところというのは都市間とか地域間の是正をする。

ですから、財政力格差のある今の地方自治体の状況を何とか是正をするという基本的な考えがあると思います。

それとあわせて、国税に対する交付税の法定率というか一定の割合が交付税に組み入れられる率を上げてくれというのは、地方は絶えず国に対して要望はしているところであります。

ただ、今回の主の目的というのは、大都市と地方の格差、それから財政力格差をなるべく是正する方法として、私ども地方側から見ると額的なことを言えば、税でいただくよりは交付税でいただいたほうが額は伸びるのではないかという、予想ではありますけれども、そういうふうな考えは持っています。

ですから今回の措置については、地方側から、地方都市から見ると一定の評価はするところでございます。

**○飯田敏勝委員** これ以上深い議論はしてもあれなのですが、実質的には地方税は地方税でしっかりとしたものをもって、今回は名を捨て実を取るというような感じになると思うのですが、交付税そのものは何に使ってもいいという決まりがありますので、それはそれでいいのですが、やはりそれはどちらかというと邪道であって、私がおかしいと言っているのは、消費税増税を柱にして、増税することによってこういうことができるのだよというような道を今回つけたのが地方税の改正でないかということをやったのです。

だから、本来の姿に、やはり地方交付税は地方交付税を改正して、いわゆる財源保障と財政調整機能の両機能を強化するというのが本来の筋だと思うのですが、それで企画総務部長よろしいのですかね。

**○川田昌弘企画総務部長** 基本的な考え方は地方が地方独自の財源を持って、地方自治体を運営するというのが理想の姿だというふうに思います。

**○飯田敏勝委員** そういう認識で、今回の場合は、私は基本的には地方交付税法を改正して、しっかりとそういうところで担保していくというのが正しいと思います。

そういう意味で、2番目の法人税割の税率の見直しには基本的には反対という立場です。

それで、3番目に軽自動車税の税率の引き上げがあります。

今回の軽自動車税の引き上げというのは、これも消費税絡みで、もともと自動車業界は自動車取得税を廃止しなさいという要求をずっと政府にとり続けてきました。

今回それをのみまして、自動車取得税の全廃はなかなかだったのですけれども、その減らした分の代替財源を軽自動車に求めてきたと。

軽自動車そのものは、日本の車両の中で、普通自動車を入れて約4割の需要があるというまでになっています。

そういうことからいくと、私は基本的には弱い者いじめのための税制改正だとに思っています。

特に今回、この軽自動車税の税率引き上げなのですけれども、原付自転車、軽自動車、小型特殊、雪上車とあるのですけれども、原付というのですか、ここにずっと載っていますけれども、値上げ幅が安いと言えば安いのですけれども、2倍、あるものは1.25倍から1.5倍、1.8倍、2倍となっているのです。

これで済むのだったらいいけれども、エコ対応ということで、買ったときから13年たって14年目に入るときに新車にかえればお金は取られないのですけれども、かえなかったら重課ということで、罰則のような形で税金を課すということになります。

そういうことからすると、私はこれは全く庶民いじめだと思うのです。

今、軽自動車の関係は市町村の税収に入りますから、網走市では差し引きするとどのぐらいの増収になって減収になるか、その辺の試算はしていますか。

**○平賀貴幸委員長** 質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時18分再開

**○平賀貴幸委員長** それでは、おそろいですので再開をいたします。

飯田議員の質問に対する答弁から。

**○児玉卓巳税務課長** 軽自動車税の税率改正に伴う影響額でございます。

まず3点に分けて御説明したいと思いますけれども、一つは原動機付自転車、二輪車、小型特殊等につきましては平成27年度から新しい税率の適用となります。

こちらにつきましては、現在の登録台数は約3,700台弱ございますので、平成27年度から毎年400万円増額となる見込みでございます。

そして、その次に平成27年度の4月1日以降に新規登録をした軽自動車四輪車につきましては、実質的には平成28年度の課税からの適用となりますので、この分につきましては、現在登録が1万240台ほどございますけれども、平均使用年数が14年という統計がありますので、14年ということ基準を考えると、平成28年度から約210万円ずつ増額となる見込みでございます。

3点目としまして、平成28年度からグリーン化の観点からの重課ということでございますけれども、こちらについても現行の登録台数を使用年数で割って、さらに重課になるということで買いかえの需要もあることを見込みますと、平成28年度から約70万から80万円程度増額になるという試算をしております。

**○飯田敏勝委員** 結果的には増収ということなのですが、これに伴って増収そのものは400万円とか210万円とかそういう形でしかなくて、最終的には市民の方の負担がかなり多いと。

特に先ほども言ったのですけれども、新車販売台数で軽四が4割ほどのシェアを占めて、普通乗用以上売れるところに目をつけていたのですけれども、特に軽四は地方部や都市郊外において非常に普及しているのです。

その背景を考えると、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が非常に重いと。

この後行う消費税の増税だとか、さまざまな形で比較的安価な軽自動車の需要が高くなっている実態。

特に網走でもそうなのですけれども、公共交通の衰退によって、やはり辺地というところは交通手段がなく軽四がないとどうしようもないというようなことで、生活、買い物の手段も同じです。

そういう意味からすると、今回自動車業界の要望に応じて自動車取得税を減税したり、一部廃止したりして、そのツケを軽自動車の増税で賄うということに対して、これに消費税の増税を加えると二重の負担を押しつけるということから、先ほどの2の税制改正と同じように、3の軽自動車税率の引き上げと軽自動車税の税率の特例、いわゆる重課等について私は反対したいと思います。

**○平賀貴幸委員長** ほか、委員の皆さんいかがですか。

**○井戸達也副委員長** 私は賛成の立場からお話しをさせていただきますけれども、先ほど飯田委員のほうから全体的なお話しがありました自動車取得税のもろもろ、そしてそれにかわり軽自動車に負担をかけているのではないかとこの部分は理解するところではありますけれども、車社会を見渡していきますと、やはり軽自動車の需要は高まっているということ、高齢者のドライバーもふえていると。若者の自動車の運転層も減ってきていると。いろいろな部分も考えると、軽自動車に負担がかかってくるのは、これはいたし方ないことというふうに思います。

**○平賀貴幸委員長** ほか、いかがですか。

**○近藤憲治委員** 質疑ではなく討論という形で。私はこの網走市税条例等の一部改正概要について賛成の立場からの意思を表明させていただきたいと思いますが、今回のこの税法全体に絡む改正については、先ほど飯田委員と理事者との間での議論もありましたように、いわゆる都市間の税源の偏在を是正していこうという目的とともに、大きな枠組みで見ると、一方で国の財政状況は1,000兆円を超える借金があって財政健全化も取り進めていかなければならない、そのための財源をどこに見出していったらよいのかという中長期的なビジョンも背景にあるというふうに認識をしております。

そういった部分では、細かい部分を見ていくと私たちの生活にかかわる部分、またこれからの子どもたちにかかわる部分といろいろございますが、やはり国家の財政状況を立て直していくという前提とともに、先ほどの議論でも挙げられていた都市間、地域間での税制、財源の偏在を是正していくという目的等々を含めて理解した上で、この税条例等の一部改正については賛成をしたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員長** ほか。高橋委員はよろしいですか。

**○高橋政行委員** この税制もいたし方ないと私は捉えております。

今まで軽自動車は本当に税金、それから維持費が安いから、そのおかげで需要が伸びていったものとも思いますので、こういった場合には税金の負担が重くなるかもしれませんが、当然なっていかなければならないものと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。よろしいですか。

○飯田敏勝委員 討論ということで、今国の借金とかさまざま言われたのですけれども、軽自動車はどうして1,000兆円の借金の肩がわりをするのか。自動車取得税を廃止したその代替をするということが1,000兆円の返済の代替にはならないと思うし、もともと1,000兆円になった原因というものは、今までの議論の中でさまざまやっていますけれども、大変だから軽が普及したというその背景が全然語られない。1,000兆円だとか税の偏在だとかということ でなしに、この軽自動車税の値上げは自動車業界の要求に応じてやったと。

後からあるのですけれども、自動車業界は自動車取得税を減税させたほかに、消費税では輸出還付金を8,800億円ももらっている。

庶民のわずかな楽しみや生活の糧、生活の維持費、生活を維持するための手段としての車をこういう形で取り上げるのは、税体系を累進ではなしに逆進するための今回の措置だと思うのです。

そこを見ないと、そういう発言はできないと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○近藤憲治委員 この問題に関しては、これまでこの委員会やほかの委員会でも議論させていただいていますが、今の国の財政状況をどう見て、そこに対しての税源をどう生み出していくのかというのは、やはりそれぞれの立場からの考え方、見方があるわけで、飯田委員のおっしゃりたいことというのはわからないわけではないのですが、そこは大きな見解の相違があるのだというふうに私は受けとめさせていただいておりまして、私自身としては先ほどから述べているように、今の国の財政状況をどうするかという視点からと同時に、今この国がやらなければいけないのは、いかに経済を活性化してお金がこの国の中で、国民の中で循環する仕組みをつくっていくのかというのもあわせてやらなければいけない。ただ税金を取ればいいというだけでもないし、税金を安くしたらでは景気はよくなるのかといったらまたそうでもないということもあって、半ば相反することを同時にやっていかないといけないということです。財政の健全化もやりながら、なおかつ国民経済が豊かになっていく方向性、また暮らしやすい国づくりをしていく方向性をつくっていかなければいけないという状況にあるというふうに考えていまして、そういった視点からいくと、こういった方向性というのは私としては理解できると。

ただ、飯田委員の言っていることも理解できないわけではないというところがございます。

○平賀貴幸委員長 ほか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議論は出尽くしたという形になります。  
それでは、議案第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定については、大方の賛成をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

---

○平賀貴幸委員長 次に、請願の審査に入ります。

請願第39号住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出を求める請願についてであります。

この請願については、平成26年3月並びに6月の委員会において継続審査となっております。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 過去2回継続になりまして、議論していきます。

論点はどこかという、国が果たすべき役割、その中で公務員の果たすべき役割は多いというようなことを柱に、国がさまざまな公務員の定員削減や行革によって、本当に地方というか国民がこうむる被害が大きいと。

ここの請願の趣旨は、特に北海道が受ける被害として、特に安易な出先機関の撤退・縮小、それから行政機関の撤退は地域経済に影響を及ぼすとともに、地域住民の利便性も損なう。

特に前にも言ったとおり、網走ではハローワークなり、地方气象台、開発局、海上保安署などがあるのでありますが、それらがどんどんどんどん統合されて撤退されていくという中での請願だと私は思うので。

特に气象台につきましては、前も議論したのですが、出先がどんどん減らされて予報官も完全に少なくなっていると。きょうもニュースで、札幌、白老で大雨特別警報だと本当にすごい警報が出されまして、札幌市は75万人が避難勧告を受けたと。半分に近い数の市民が避難勧告を受けていると。

そういうような、50年に1回とか60年に1回とかとあるのですけど、今その50年、60年、100年に1

回がずっと続くのです。もっとひどくなっているという事態からすると、こういうような国の出先機関の拡充こそ、今土砂災害なり、防災なり、市民生活の安全のために求められるので、この趣旨を酌んで、私はぜひ議会として通していただきたいということを述べたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 過去も議論をさせていただいた案件だというふうに思っております。

私どもの会派としては、非常にこの問題を重く受けとめさせていただいています。

特に網走は国の出先がたくさんありまして、ここに書かれているような組織だけではなくて、例えば航空自衛隊でありますとか裁判所でありますとか検察庁であります。

先ほど川瀬弁護士もおっしゃられていましたけれども、裁判所もなくなってしまうのではないかと、検察庁がなくなってしまうのではないかとというような御意見もあると。

そのことについては非常に懸念をしているというところではありますが、ただ一方で、この請願に書かれているように、全国津々浦々に全部今までのような規模で置き続けるというような話になると、この先人口も減っていく、税収も減っていく、その中でそのサイズを維持できるのかというのも問題意識としてあるところでもあります。

ですので、私どもの会派としては、このような形で総論として請願を上げるよりは、個別の案件、網走市に特別関係の強いものに対して各論で上げる際には賛成することは可能であります。このような総論で出すという形には、なかなか全てやりましょうというふうには意思表示しがたいというふうに考えているところでありまして、そのあたりは請願提出者の皆さん、紹介議員の皆さん等々と議論を今後もさせていただきたいと考えているのが私どもの会派の見解でございます。

○平賀貴幸委員長 継続ということですか。

○近藤憲治委員 はい。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私どもの会派のほうでも、このことに関しましては過去に航空自衛隊の関係ですとか、そういったところも確認させていただいた経緯がございます。

内容的には非常に理解できるものがあって、採択して上げるべきものというふうにしてよろしいとい

うふうに判断しています。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 この問題は私たちの身の回りにもあることですので、本当に真剣に考えていかなければならない問題だと思っております。

また、その中でもやはり縮小していかなければならないという問題も含まれていますので、またこの後も考えていきたいと、議論していきたいと考えます。

したがって継続をお願いします。

○平賀貴幸委員長 継続が2人、あとは採択ということでもありますけれども、議論の一致を見ませんので、これについては継続という形で取り扱ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

---

○平賀貴幸委員長 次に、請願第40号集团的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する意見書提出を求める請願、並びに請願第41号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出についての請願ですが、二つの請願とも継続審査となっておりますけれども、それぞれ9月5日付で取り下げ願いが提出されましたので、取り下げ承認してよろしいでしょうか確認をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、取り下げ承認とさせていただきます。

---

○平賀貴幸委員長 次に、請願第42号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願であります。

この請願については平成26年3月7日、それから6月12日、それぞれ継続審査となっております。

なお、請願第54号及び陳情第26号と関連がありますので、一括して審査を行いたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 何回も議論されてきましたけれども、今回も新しく上がってきています。

きょうの道新等にも載っていましたが、秘密保護法の運用基準修正案というような形で、国民の意見、反映、形だけというような見出しで載っています。

当初から特定秘密保護法は年末に数の力で押し通したという経緯が、各請願なり意見書なりであります。

特に、今回法律ができたのですけれども、施行するまでが1年間ということで、その施行の期間中にパブリックコメント、意見の公募をとりました。

形上は国民の知る権利を入れたというのですけれども、新聞報道等その他を見ますと、それは形だけで、根本的なみんなが心配することはかかっていない。

特に今回、北海道弁護士会から陳情第26号で上がっています。

特に重要なのは、全国の弁護士会もそうなのですが、北海道の四つの弁護士会があります。札幌、函館、旭川及び釧路の4弁護士会が北海道弁護士会なのです。

これらが一緒になりまして、特定秘密保護法の廃止に向けた決議を採択しているのです。

そして、弁護士というこういうような秘密の保護とか、国民の知る権利そのものを守るという立場で活動している方々が、本当に危険だというようなことで、四つの弁護士会が合同で出すということはなかなかないというように私は伺っています。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている。そういうことからすると、非常に重大な問題があるということでこの陳情が出されています。

私も読んでみますと、罪刑法定主義に反するだとか、国民の知る権利、表現の自由を侵害する。

国家の秘密は現在の法律によっても十分保護されている。

この3点を見ただけでも、私は法律の専門家ではないのですけれども、弁護士はこれを法律が成立しても施行させると大変なことになるというようなことで、反対のこの陳情を上げたというふうに思います。

特に、特定秘密保護法ができて施行令までの間に、国は、今の安倍内閣は共謀罪をあわせて提出すると。共謀罪というのは一回ここの総務文教でも議論になったのですけれども、2、3人集まって相談していればそれが罪というか拘束できるような中身ということで若干話した記憶が私にあります。

あと、ことし北海道の矢臼別で米軍が訓練を行うというのですけれども、訓練内容がことしから非公開で、いつやるか、どのような規模でやるかという

ことが全く知らされなくなりました。これは秘密保護法の先取りではないかというふうに言われているのです。

今言いました秘密保護法と共謀罪、これで国会議員でさえ秘密保護法によって処罰されるのですから、国会の質問も封じられるというようなことになると、全くやみくもに来ると。

これから議論する集団的自衛権の行使容認と深く結びついているのがこの特定秘密保護法だと思いますので、そういうことを踏まえて、私はもう一回その辺も委員の皆さんに考えていただいて、ぜひこの請願、意見書、それから陳情等の、法律の廃止を求める意見書をぜひとも採択をしていただきたいということをまず述べたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 特定秘密保護法について当議会としてどう考えるのかというのをこの間定例会のたびに議論をさせていただいているところでありますが、まず大前提としてこの法律がそもそもなぜ必要なのかというところで、対テロ情報でありますとか防衛、外交情報について極めて国益にかかわる情報については、安易に流通しては困るということで保全していきましょうというところから始まったものであるというふうに認識をしています。

その出発点は私は極めて大事なところにあると思っております、この法律自体は必要であるというふうに考えています。

ただ一方で、国民の皆さんからさまざまな形での御懸念が示されているということも認識をしております。

飯田委員から今るるお話しいただいておりましたけれども、どこまでが秘密なのかだとか、それをどういう形で伝えたらどこまでの罰になってしまうのかというところが曖昧であると。いろいろな課題がこの間指摘をされておりました。

この法律に関して、政府ではこの間情報保全諮問会議というものを置いて、何が秘密なのかとかどこまでやったら解除するかとか、いろいろと統一の運用基準というものを検討してきたようであります。

その中で、先ほど飯田委員からのお話もありましたけれども、国民の知る権利というものは十分尊重されるべきであるということでもありますとか、報道、取材の自由については十分に配慮をするといったことが具体的に記されたということ。

また、この基準についても、施行から5年後には

きちんと見直しをするのだということも新たに盛り込んだということでもあります。

飯田委員はマスコミがいろいろ懸念を示しているというようなことも述べられていましたが、別のマスコミは今回国民の知る権利の尊重が明記をされたことを非常に高く評価しているというような形で述べているということもあって、ここはさまざまな見解があるということを示し述べなければいけないというふうに思います。

そういった点で、さまざまな御懸念があるのだけれども、この法律自体は私は必要だというふうに考えておりますので、その懸念が払拭されていくプロセスを見ながら、これからも議論をさせていただきたいということで、継続とさせていただきたいと思えます。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 以前にも申し上げましたけれども、国家公務員の情報漏えい事件などが続いたことがあります。

このようなことでは外国から信用されなくなってしまうというおそれがあります。

戦前の治安維持法のような制度がよいということは誰も思っていないと思えます。

しかし、重要な機密が漏れて日本の外交力が低下するとか、国民の安心安全の基盤である国そのものが揺らいでいていいことにはならないと思ひ、一定の国民は特定秘密である防衛やテロ防止のための情報などに関しては保護する必要があると考えていますので、不採択というふうに思えます。

○平賀貴幸委員長 不採択ということですね。

○井戸達也副委員長 私どもの会派としましては、この特定秘密保護というところでは、これは必要なものであると。これだけ情報が危険にさらされる機会が多い中、特定秘密を保護するということは必要であると考えているところであります。

この請願第42号に関しまして、保護法の廃止を求めるところにおきましても、廃止というよりは中身の整理がもう少し必要ではないかというところもございまして、この請願については今後まだ国会を見守る形で、継続という形をとりたいと思ひます。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 近藤委員に討論します。

マスコミでも分かれているということを使ったのですけれども、特に今回の秘密保護に関する運用基

準を議論する有識者会議の議長は渡邊恒雄さんなのです。これを推進するような立場の人がやれば当然このようになるのです。

恣意的な運用をチェックする機関、保全監視委員会だとか独立公文書管理監だとか情報保全監察室については、政府が参考にしてきたアメリカの情報保全監督局には指定秘密を解除する権限があるので。

今回意見公募は2万3,820件あったと。その半数以上が廃止を求めたり改正を求める慎重論であったということはどう受けとめるかということと、意見公募ではそうだったけれども、修正案では独立公文書管理監が是正を求めたときは各省の次官級で構成する保全監視委員会に通知すると追記しただけなのです。

全く実行性が担保されないような中身で、運用で運用でと言っているのですけれども、どこが運用であって、ましてや推進する情報は、保全諮問会議の座長がやっていたら恣意的にそういうほうに誘導するのではないですか。

○近藤憲治委員 まさに今飯田委員がおっしゃられたことが国民の中での御懸念としてあるという事実は否めないというふうに思ひます。

パブリックコメントでも多数そういった御意見、御要望が寄せられたことも承知をしているところなのですけれども、一方で国会で可決をされた法律でありますので、国民の代表である国会議員が審議をして通したというところもまた一つの事実であります。

そういったところからいたしますと、先ほど私が述べたように、施策としては必要なのだけれどもさまざまな懸念があると。

それについてはきちんと受けとめて、今後の運用で改善をしていくという部分については政府もきちんと認識をしておりますし、その点についてもマスコミ、公の場で、内閣総理大臣を含めて発言をしておりますので、そういった推移を見守りながら、私どももこの場で特定秘密保護法については議論をしていきたいということで、継続の気持ちは変わらないというところであります。

○飯田敏勝委員 それはそれで変わらないのはいいのですけれども、今言ったのが答えになっていないのは、恣意的な運用を防ぐ監視機能のことで言った場合、そこで出されたことというのは、適切な人材配置と、要するに機密の指定の対象について前から

言われている抽象的で各省庁の判断で範囲が広がるという点なのです。

抽象的で無限定な規定が多いなどの批判があったのですけれども、修正しなかった理由として、時々国際情勢に応じて多様なものなるという、これは時の政権の力で何とでもなるという意味だし、請願第54号でも集团的自衛権の行使容認が閣議決定され、日本がアメリカの戦争に加担することを求められ、自衛隊が海外で戦争をする実態が現実になろうとしているときに、秘密保護法のもとで集团的自衛権の行使に持っていったときには、国民にはその根拠も知らされずということにつながるのではないのですか。

**○近藤憲治委員** そこはまさに先ほどから申し述べているように、国民の中にも御懸念があって、それを払拭すべくまだ政府の中で議論をしているという最中でございますので、それについて政府見解にかわって君の見解を聞きたいというところではなかなか答えづらいところでありまして、政府での議論の推移を見ながら御懸念を今後も持たれるようであれば、折に触れてこの場での議論をさせていただきたいというふうに考えております。

**○飯田敏勝委員** 今こういう形で近藤委員とやったのですけれども、私としてはこれはだんだん、やればやるほどそういう実態が明らかになって、パブリックコメント、意見公募をしても反対なりそういう意見が多いのを無視して、「国民の意見反映形だけ、根幹改善小幅に終始」、これはきょうの道新の記事なのですけれども、これは変わらないということであれば、ますます隠してこういうような方向に進むということが明らかだということになってきて、今委員長判断によるのですけれども、今後とも継続なりすればまたしっかりと議論していきたいと思えます。

**○平賀貴幸委員長** ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これについては意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

**○平賀貴幸委員長** 次に、請願第43号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書提出についての請願であります。

この請願につきましても、3月並びに6月の当委員会で継続審査となっております。

審査に入ります。

**○飯田敏勝委員** これもずっと継続でやっているのです。

論点としては、官製ワーキングプアということで、3月の時点なのですけれども、国会で野党の各党が、今の地方自治体の非常勤職員の勤務形態が常勤の職員に準ずる人たちのただ単なる事務補助ではないという認識のもとに、職員と同じ仕事をしている人も含めてやはり問題だという認識を持っているのです。

常勤の職員と同様に期末手当や退職手当その他を支給すべきということで、地方自治法の改正を求めて提出している現状で議論しました。

それからすると、本来地方自治の推進体制はマンパワーが一つの原動力だと思っていますので、そのマンパワーの身分を保障してこそ初めて地方自治の本旨が生きる。そういうことからすると、請願のとおりに待遇改善を求めて雇用の安定をしていくことから、ぜひともこの請願を通していただきたいと思えます。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○近藤憲治委員** 行政を取り回していく上で、臨時職員、非常勤職員の方々の存在が非常に大きなウエイトを占めてきているという現状というのは深く認識をしているところであります。

ただ、一方で網走市役所そのものを見渡しますと、やはりまだ行財政改革、財政の健全化の道すがらということもありまして、なかなかこの請願に書いてあるような方向でがっちり進めていくことというのも、網走市以外の自治体の状況を見ても難しいところがあるのかというふうに考えているところであります。

ただ、この請願に書かれている願意そのものというものは非常に重く受けとめさせていただいていますので、今後も自治体経営のあり方、それから国と地方の関係のあり方の議論の推移を見きわめながら、この請願についても今後も議論させていただきたいというところで、継続というふうにさせていただきたいと思えます。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○井戸達也副委員長** 請願第43号ですけれども、非常に中身の願意は理解できるものがあります。

しかし、実際現在の経済状況の全体を見渡してみますと、請願を上げるということになかなか至らないというところで、今後もまた継続とさせていただ

きたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 この非常勤、臨時職員が多いというのは承知しております。

また、それでもまだまだ大変な雇用で頑張っている人たちがいるということも存じております。

私もこれについてはもう少しもっと深く勉強してまいりたいと思いますので、継続でお願いいたします。

○平賀貴幸委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第43号についても意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、おそろいですので開会いたします。

それでは次に請願第46号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

なお、6月の当委員会で継続審査となっております。

また、陳情第21号「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情と関連がありますので、あわせて審査したいと思います。

○飯田敏勝委員 6月の議会で継続になったものと、新たに陳情で上がってきているものです。6月のときの状況と、6月で心配されていた点、新たに道教委が9月2日に2015年から17年度までの公立高校配置計画と公立特別支援学校配置計画をもう決定したのです。

前回の議論の中でなかったのは2015年度に佐呂間高校の地域キャンパス校化、センター校は北見柏陽高校で、定時制課程では2016年度に釧路工業高校の学級減だとか、2017年度には函館西、上磯の学級減。共和高校、管内では滝上高校が募集停止などということが続いています。

この6月に高校の配置計画が出されて、募集停止が示された自治体にて説明意見交換会が行われたそうです。

参加した住民からは存続を求める強い意見が相次ぎまして、地元で学びたいと願う子どもの切り捨て

だと、きめ細かな指導ができる小規模校を生かす考えも大切でないかということで、批判するものもありました。

第2回の地域別の検討協議会も開かれましたのですけれども、結局9月20日に出されたものには、これらの協議会で出された意見が全然反映されていないということになったのです。

こういうことから、今回新たな陳情でも、「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情という形になったのではないかと思います。

今回のこの9月2日に出された計画では、本当に従来の問答無用の機械的な切り捨てだということも、地域の父母だとか地域の自治体のほうからも、非常な批判も上がっています。

今回高校の学級減だとか、キャンパス化だとか、それから募集停止をやった自治体では、自治体なりに存続のために努力してきたのです。

そういうことを無にするような、こういう配置計画はないのでないかということで。

特にこの中では、小規模校の利点だとか、地域に根差した学校教育ということも強調していますので、地域を衰退させるような高校計画ではなしに、地域を生かすような新たな高校教育に関する指針の見直しを私はすべきだと思いますので、ぜひ採択していただいて、道教委にしっかりと意見を上げていくべきだと思います。

現在のところ網走では、学区だとかさまざまな学級減だとか募集停止の面では影響はないように見えますけれども、いつその波が来るかもしれません。

ここで頑張っこそ、そういうような網走の地域も持ちこたえられるような基盤ができてきますので、そういうことも含めて、私はぜひとも通すべきだと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 私どもの会派としての見解としては、まず道教委が示しているこの新たな高校教育に関する指針については、やはり道内全体で少子化が進んでいること、当然ながら生徒数がどんどん減少していく中で小規模校が多くなってきていると、それを維持することというのはなかなか難しい現状もあるということに鑑みて、この指針自体はこういう方向感でいくものであるというふうに考えています。

ただ一方で、小規模校は全部なくなればいいのかといったらそういうことでもなくて、やはりここに

も書かれているような、地域の実態、それから子どもの実態に即した高校づくりというものを地域では進めていくということは必要であるというふうに考えています。

観光産業が盛んなところでは観光を学べる。農業が盛んなところでは農業を学べる。漁業が盛んなところでは漁業を学べるといった、その地域経済や産業に即した形でのプロフェッショナルを育てていくような特色ある高校を地域地域につくって、遠隔地からもその高校に通いたくなるような高校づくりを進めていく方向感というのは理解できる場所です。前段の指針の見直しの部分については違和感があるのですけれども、後段の地域や子どもの実態に応じた高校づくりをすべきなのだという部分については理解できるものがありますので、その部分につきましては、もし仮にそういった大胆な整理ができるのであれば可決することは可能というふうに思うのですが、難しいのであれば継続で引き続き議論させていただきたいというふうに考えています。

**○平賀貴幸委員長** 確認をいたしますが、請願、陳情については採択で、意見書案のときに今おっしゃられたような点が整理できれば採択しても構わない。そういう趣旨でよろしいですか。

**○近藤憲治委員** 整理できればなのですが、この指針を見直すべきだという論調を全く落としていただきたいということなので、そうなってくると願意がかなり変わってくるので、現実的には難しいというふうに捉えています。

**○平賀貴幸委員長** 手法ですので、一部採択等も含めて方法はありますので、可能な限り意見書というのは上げていくという方向感を、多分皆さんお持ちなので、ほかの委員の皆さんの意見も聞いてからですけれども、可能であれば調整していきたいと思えます。

ほかいかがでしょうか。

**○高橋政行委員** 私たちは、特に教育の問題に関しましては、できるだけ採択の方向でと考えております。

そして、地域の高校の中でも、私は以前申し上げた経過もありますけれども、実は東藻琴の高校が大好きです。ああいった取り組みというのは。

また、ほかにもいろいろな学校の特色を出した高校がありますし、だんだんとそういったいい方向へ向かってきているのだと、そのように認識しております。

ますので、採択ということでお願いします。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○井戸達也副委員長** 地域の実態に即した学校配置という部分でやはり等しく教育を受けるという子どもたちが高校に通えるという形は非常に理想的なものでありますし、そこには通う子どもたちとして保護者、地元の住民などの声が重要になってくるというふうに思いますので、この請願第46号については採択の方向でお願いします。

**○平賀貴幸委員長** 陳情を含めてですね。

**○井戸達也副委員長** はい。

**○平賀貴幸委員長** 皆さんから大方採択ということで御意見をいただきました。

ここでお諮りいたしますが、方法としては、先ほど近藤委員がおっしゃった部分を除いて採択していくという方法と、それから請願、陳情は請願、陳情として採択をして、意見書の中で今おっしゃった点については整理をするという方法と二通りあるかというふうには思います。

いかがいたしましょうか。

近藤委員、意見書の中で整理ができるのであればそのまま陳情、請願は採択しても構わないということでもよろしいですか。

**○近藤憲治委員** 整理できればですけれども、平たく言えば100%書いてあるものの半分ぐらいの要素を削り落とすことになるのですが、そのあたりは皆さん御理解いただいているのでしょうかということでもあります。

**○飯田敏勝委員** この二つの指針の見直しというようにことなのです。この陳情第21号の中にもあるのですけれども、道教委が望ましい学校規模の維持の利点としてというようなことで何項目か書いています。

ただ、小規模校でもそれは可能だというようなことも書いていますので、私はこの二つの請願と陳情の願意を酌んだ上で、正副委員長で願意を酌んで、案文をつくっていただいたものをもう一回審査するという方向でやりたいと思います。

どうでしょう。

**○平賀貴幸委員長** いかがでしょうか、今飯田委員からも御意見ありました。

請願、陳情はそのままは採択させていただいて、文言の整理の段階で正副委員長に御一任いただければ、近藤委員の御意見を尊重しつつ案文をつくるという形にしたいと思いますが、それでよろしいです。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第46号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書提出についての請願、並びに陳情第21号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める陳情については、全会一致をもって採択と決定いたします。

意見書については、後日また皆さんにお諮りしたいというふうに思います。

**○平賀貴幸委員長** 次、請願第50号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願であります。これも6月の当委員会において継続審査になっているものであります。

なお、請願第53号集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し憲法第9条を守り生かすことを求める意見書についての請願及び集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書の提出要請と関連がありますので、一括して審査をしたいと思っております。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査に入ります。

**○飯田敏勝委員** 前回の審査は6月議会です。

4月1日に閣議決定がされました。今回、閣議決定がされた後に出されたのが請願第53号。第50号だとかその他は閣議決定される前という状況です。

第53号にも書いてあるのですけれども、集団的自衛権の行使を容認する新たな憲法解釈、この憲法解釈を強行した閣議決定、これに対して、その後の世論調査では全て新聞なりテレビ等の報道機関では、安倍政権、時の一政権がの憲法の解釈を勝手に変えることは立憲主義に反するというので、非常に反対意見がふえたというような実態があります。

その後も政府与党は国民に対する説明責任が不足しているということでQ&Aなどをつくりまして言いわけを試みているのですけれども、言いわけをすればするほどぼろが出まして、特に各新聞の投稿欄を見ますと、非常に集団的自衛権の閣議決定を懸念する、それから反対する読者の投稿がふえています。

そういうことから言うと、私は本当に一内閣が憲法を無視するような閣議決定をしたことに対して国民の怒りは前回の審議のとき以上に大きいと思いま

すし、その後示されました日米防衛協力指針、いわゆるガイドラインの改正で地理的制約を撤廃したということは、幾ら政府は集団的自衛権を行使するのは大変だ大変だ、非常な縛りがかかっているからよほどでない限り大変だと言いつつも、日米ガイドラインでは地理的制約を撤廃して中近東の活動も視野に入れた中身になってくるということが、まさに言いわけをしている裏ではこういうことで、集団的自衛権が閣議決定だけでできるという、本当に憲法を壊すようなやり方について私は非常に怒りを禁じ得ません。

そういうような意味で、やはり憲法9条は過去の悲惨な侵略戦争と軍国政治を反省してできたということが改めて国民の間で大きな共感を呼んでいるのが、今の各メディアなりの世論調査の結果にあらわれていると思います。

ぜひともこの委員会でも、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回して憲法9条を守るというようなことも含めた請願をぜひ採択していただきたいと思っております。

**○平賀貴幸委員長** 済みません、1点言い忘れておりました。

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書の提出要請についてであります。本年第2回定例会の議会運営委員会において当委員会に付託されたものであります。申し合わせ事項によりまして、要請の受理があつて2回の定例会を経過しても結審に至らない案件は、審議未了とするということになっておりますので、本日の委員会でも結審しなかった場合については、要請については審議未了、廃案すべきものと決定されますので、その点御承知おきます。

では、続いてお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

**○近藤憲治委員** 集団的自衛権の閣議決定についても当委員会ですらたびたび議論を重ねさせていただいているところであります。

前回の6月の議論から変わった部分では、集団的自衛権の行使要件について与党、政府内ではっきりとした形で打ち出しがあつたということが変わったところであります。

その行使の要件としては、いわゆる個別的自衛権の行使とほとんど同じといえますか、極めて大きく歯どめがかけられているわけでありまして。

我が国と密接な関係がある国が急迫不正の侵害を

受けた場合、他にとる方法がないケースに限って必要最小限度での集団的自衛権の行使を容認するということでもあります。

大事なのは、そもそもこの議論がなぜ始まったかということだと思います。

そういう点で、まず不戦の誓い、そしてやはり戦争を起こして周りの国々に多大な迷惑、御心痛をかけたということは後の世代を受け継ぐ我々もきちんと引き継いでいかなければいけないところではあるかと思えます。

ただ一方で、周りの安全保障関係がそう言っているのかということでもあります。

尖閣諸島しかり、さまざまな問題を我々としては穏やかな形で解決したいと考えていても、なかなかそうはならない国際環境があるということを経験した上で、そういったところで基本的には平和的解決、外交的解決を図っていくのだけれども、その際には外交というのはその国の要素全てが見られるわけですから、安全保障、いわゆる自衛権というものをごとく持っているかということも外交を進めていく際の一つの指針、要素になってきますので、そういった部分では集団的自衛権というものも日本国は有しているし行使もできるのだという要素を持ちつつ、あらゆる国際問題に関しては平和的に解決していくという前提に立っていくということが必要だと思っていますので、この集団的自衛権の行使容認については、私は必要なことだと思っておりますので、関連する請願、陳情の類いについては全て不採択というふうに考えております。

以上でございます。

**○平賀貴幸委員長** ほか、いかがですか。

**○高橋政行委員** 集団的自衛権の行使を、これは認めないと。国会の答弁を聞いていますと、使えないことにだんだんと気がつきました。

理由としては、国民の生命などが危険に直面している状況でない。直面しているかどうか重要な判断基準だと。憲法9条のもとで許容されるのは、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守るため必要最小限度の自衛の措置としての武力の行使のみであると。

したがって、我が国または我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生が大前提であると答弁しているとおり、専守防衛を維持していくことには変わりはないと。そんなふうにご答弁しております。

だから、必ずしも戦争する国、そして憲法9条を

破壊していく、それは、その国会答弁の中から伺えなかったところでもあります。

それで、これについては不採択とお願いしたいと思えます。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○井戸達也副委員長** 我が国を考えたときに、国際的な立場、こういったものを広い視野で考えていかなければならないと。世界と対等な立場に立つためには、この集団的自衛権の行使というものは必要なものであるというふうにも考えます。

これは今後の国会での推移を見守るといった形で、継続という形をとりたいと思えます。

**○飯田敏勝委員** ちょっとわからないのですが、専守防衛と言いましたね。

従来政府は専守防衛の中で考えた場合も含めて集団的自衛権の行使は憲法上許されない。専守防衛と言いながら、閣議決定は憲法上許されると明記しているのです。

ということは、これだけでも従来の憲法解釈を180度転換しているのですが、専守防衛であるならば、どうして集団的自衛権を行使できるのかという、そこが少しわからなかったのでお聞きしたいのです。

**○高橋政行委員** 専守防衛と、もう一つは集団的自衛権になりますけれども、それは憲法9条を守るがために専守防衛ということです。集団的自衛権の中に、縛りが幾つもあるわけです。

したがって、容易に専守防衛から離れることはない、ということなんです。

**○飯田敏勝委員** 閣議で憲法解釈、政府見解を変えたのです。

専守防衛も変えたのです。だからこそ、憲法上許容される従来の憲法解釈を180度変えたのだから専守防衛でなくなったのではないですか。

憲法9条では個別自衛権は認めると内閣法制局がしっかりとやっている。

だけれども集団的自衛権は憲法上許されないと今までずっと通してきたのに、専守防衛だけれども集団的自衛権は認めると言ったらひどく矛盾していると思うのですが、この辺どうなのですか。

**○高橋政行委員** 2003年か2004年ですか、そのときに国会で答弁されていたその問題が基礎になっていると私は解釈しております。

それが今回は大変縛りになったものと思っております。

○飯田敏勝委員 2004年の答弁ってそれ何の。どういう答弁だった。

○高橋政行委員 このときも集団的自衛権という問題が出たと伺っております。

○飯田敏勝委員 よくわからないのですけれども、内閣法制局というのは、前回もやったのですけれども、近藤委員が憲法裁判所というようなことを言ったときに、内閣の憲法の番人ということで、ここで出された見解というのは、一応その国の内閣の憲法を映しているということなのです。

それが今言った、2004年の政府見解の何が専守防衛が集団的自衛権を認めたか。

憲法上許されないとした政府見解を180度転換して憲法上許されるとしている。それこそ専守防衛を捨てて個別自衛権ではなしに集団的自衛権に憲法9条の解釈を変えてしまった。

だから言っていることがよくわからないのですけれども。

○高橋政行委員 私の調べた限りでありますけれども、あくまでもそういった専守防衛という枠の中からはみ出ないものと解釈しておりますので。

○飯田敏勝委員 私が政府が今回閣議決定で憲法上許されると言ったのは、1972年の見解のつまみ食いだと言われているのです。

このときの見解の論旨は、憲法は第9条で戦争放棄して戦力の保持を禁止しているが、前文で平和的生存権第13条で幸福追求権を定めている。だから自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることができる。これが専守防衛の理論的裏づけになったのです。

箕輪さんといって、北海道出身の元衆議院議員で、防衛政務次官までやった人です。この人はその後、憲法違反だといって政府が自衛隊をPKOだとかいろいろ派遣したのは憲法違反だ、専守防衛、個別的自衛権から逸脱しているのだということで憲法訴訟を起こしたのです。

専守防衛というのはそういうことの裏づけがあったのでしたのです。

その1972年の見解のときに、だからといって平和主義のもとで自衛の措置を無制限に認めているとは解さないと、しっかりと歯どめをかけているのです。

そこから基本的論理を取り出して結論の部分の規定して、継ぎはぎでやったのが今回の集団的自衛権の行使容認。

だから、専守防衛であるけれども集団的自衛権は使えるという論理になるのではないですか。

私はそう思わざるを得ないのですけれども。

○高橋政行委員 私はそのために衆参国会で議論をあれだけで重ねてきたものと思っておりますし、あくまでも先ほど言われた国民を守るですとか、そういったものに対してまで言いませんけれども、その中から逸脱していくものと、ひとり歩きしていくものとはとにかく私を感じた限りでは捉えませんでした。

○飯田敏勝委員 高橋委員が言っているのは、多分2004年6月18日の閣議決定の見解だと思うのです。

政府は憲法解釈について、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことに留意して論理的に確定される。情勢の変化を考慮するとしても、政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないという答弁書を閣議決定しているのです。これしか2004年の閣議決定はないのです。これでは、今回の集団的自衛権の行使を容認した閣議決定は、この閣議決定さえも覆すものであるから、成り立たないと私は思うのです。

○平賀貴幸委員長 見解は変わらないということですね。

○高橋政行委員 私は見解を変えるつもりはございません。以上で交わるころは見えないと思いません。

○平賀貴幸委員長 ほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、この案件につきましても意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

なお、先ほども申し上げましたが、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出要請につきましては、今回で2回の定例会が経過ということになりますので審議未了、廃案すべきものと決定されますので、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、それを確認させていただきました。

○平賀貴幸委員長 次、請願第55号消費税増税に反対する意見書の提出についての請願について審査をいたします。

なお、この請願提出に際しては2,135筆の市民の皆さんの署名を添えて提出をされていますので、その点も含めて御承知の上、審査していただきたいと

思います。

**○飯田敏勝委員** これは昨年12月に当時の8%を凍結してもらいたいという請願が上がりまして、12月議会、3月の議会で審査しました。

継続になりまして、4月から8%になりました。

その後、凍結を求めた市民の会の皆さんが、消費税のさらなる増税を許さない網走市民の会という組織を再びつくりまして、来年10月から10%に増税されることに対して、消費税増税に反対する意見書の提出に際して今回2,135筆という形になったと思います。

今までは、消費税が導入されてからのこと、それから3%から5%になって、5%から8%になったらどうなるかということも含めて、国の1,000兆円の借金返済にかかわってのことだとか、さまざまな議論がなされました。

私は今回の2,135筆がその後もまだふえているという現状も聞いております。

私はこの市民の皆さんの署名の重みを今回この委員会の中でしっかりと受けとめて議論をしていきたいと思っております。

集めた人たちはどういう形で集めたかということ、地域に出向いてみると、年金を削減をされた人から8%でも大変なのに今度10%にされたらどういうふうになるのだと。それから、北電の電気料の再値上げ、オール電化の人はもちろんのこと、本当に大変な思いでやっている人たちも、本当にこれが国の1,000兆円だとか社会保障を助けるためのもののだとかということにはならないのではないかと。

そして、高齢者の方から消費税が増税されてから聞く話は、今回消費税と同時に介護と医療の総合法案も通ってしまった。現在介護保険は、策定委員会で審議されています。つい先日の7月28日に厚生労働省のガイドラインが示されまして、大変だという声は何も反映されないようなガイドラインになっていることに本当にひどいと非常に腹を立てまして、本当にこれ以上10%に上がると、北電の値上げと介護だとか国保だとかを払っていくのは本当にもう限界だという声、この2,135筆の中に私は入っていると思います。

そういうことも含めて、私は今回ぜひとも、消費税増税に将来的には賛成の議員の方も含めまして、この8%になった現状も考えて、やはり10%なんかとんでもないという声を、網走市民の暮らしの中から、私は見ていってほしいと思うのです。

国では、消費税の駆け込みの反動で落ちたというのですけれども、先日GDP、国内総生産がマイナス7.1%にまで大幅減少したのです。その原因は、やはり消費税増税が反動減以上を超えて影響をもたらしているということがはっきりしました。

それは当たり前で、実際給与所得が13カ月、14カ月連続で減っているのに、安倍政権のアベノミクスで輸入がふえて、物価が上がって、内需拡大がないものだから大幅減少するのは当たり前で、これが10%になったらとんでもないことになるという認識が各報道機関なり新聞社なりでも大きくなってきています。

あまりにも安倍政権は楽観的だというようなこともありますけれども、この今回出された請願というのは署名つきであり、2,135名以外の人にも、会の人たちに、自分の立場上署名できないとかさまざまなことがあるのですけれども、本当に頑張ってほしいと。これではもう商売上大変で、成り立たないと。商売もやっていけないと。それから、生活の質も落とさなければならないという声も大きく上がっていますし、受け取ってきています。

だから、私は審査するときには、この添えられた2,135筆以上の声が、その後ろにはもっと大きな、本当に大変だという声があるということを念頭に置いて議論して、この請願の願意を酌んで、網走市議会として消費税増税に物申すことが今求められていると思います。

そういうことで、私はそういう方向で皆さんの積極的な採択への考えをぜひともお願いしたいと思います。

**○平賀貴幸委員長** ほかいかがですか。

**○近藤憲治委員** 今回署名も添えられての請願の提出ということで、非常に重く受けとめなければならないというふうに思っております。

消費税8%、そしてこの先10%というところで、一応政府はその際の判断としてはこの夏の景気動向等を踏まえた上でというエクスキューズをつけてまして、政府内ではやるという意見もあるようですけれども、まだ公にははっきりと絶対やるという形にはなっていない、景気判断をした上でというふうにはなっているという状況であります。

飯田委員もおっしゃられていましたけれども、基本的に私は先ほどから述べているように、この国の国家財政をどう維持していくのかという視点に立った際には、財源がどんどん枯渇していく方向になっ

ていっていますので、何らかの形での財源を確保していくことは必要であるというふうに考えてます。

ただ一方で、今回寄せられた署名も含めて、網走の市民の皆さんがこれ以上消費税が上がると困るのだと、大変なのだという思いを持っているという部分については非常に重く受けとめさせていただきたいと思えますし、私自身も商店街に事務所を置いている関係で店主の皆さんとお話することも多いのですが、結構な確率で消費税が話題に上るということもあります。

そういったこともあって、非常に重く受けとめているところであります。ただ一方で、この先少子高齢化も進む中で、福祉や医療を賄っていく部分の財源はどういうふうに維持していくのかという部分でなかなか難しいところもあるなというふうに思っていますので、気持ちとしては本当に十二分に受けとめさせていただきたいのですが、この段階で絶対反対だという形での意見書、10%に上げるなという部分については、なかなか賛同しかねるというのが率直な思いで、ただお気持ちは受けとめさせていただきたいというところもありますので、今後も推移を見ながら議論をするということで、継続という形で考えております。

**○飯田敏勝委員** 今、近藤委員も意見を述べられました。

商店街の話も出ました。

私、資料をとりまして、網走商工会議所がまとめました消費税増税に伴う影響調査、これは出たばかりのものです。

網走市における景気動向調査、第一四半期です。これは4月から6月までなのです。

相談所だよりというのが出ていまして、ここに消費税増税に伴う影響調査の報告書の一部がまとめてあって、約2割の企業が一部もしくは全てが転嫁できていないと回答、それからもう一つが網走市の状況マイナスに転落、消費税増税も影響という商工会議所の相談所が出しているものを委員の皆さんに見ていただいて、委員長が許可できればこれをもとに議論をしていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

**○平賀貴幸委員長** 皆さん写しを配付するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにしましょう。

休憩します。

**○平賀貴幸委員長** 再開いたします。

**○飯田敏勝委員** 皆さんのお手元に相談所だよりというのが行っています。

これは、この二つの報告書のほんの一部を取り上げて、それで消費税増税に伴う影響調査のほんの一部です。

これは14ページにわたって報告されています。

その中で、この表は約2割の企業が一部もしくは全部転嫁できないと回答と。

この表の前に質問がありまして、経営の影響度ということで、全部で175件に質問したら、大きく影響、ある程度影響が130件に上っているのです。

それほど大変だということがこの報告書を見たらわかります。

それで、利益が上がったかといったら、平成25年4月から6月に比べたら、ことしの4月から6月が税抜価格で比較しても90%から95%の間しかいっていないと。確実に全部、5%から8%。建設業、製造業、卸売業、特に製造業などは10%近く減っています。

あとは意見として消費税に関して自由記入ということで、消費税増税には反対と。建築業は価格が高いので、上がるとお客さんの負担が大きくて購買意欲も失われると。商工会議所でもこの問題に取り組んでいただきたいというような建設業の方の意見がありますし、原材料と消費税の増税でダブルパンチを食らっているので大変だと。

いずれにしても消費税は反対という声が大きくサービス業などで上がっています。

この下の、網走市の業況マイナスに転落。これも消費税のこの報告書を見ますと、ここに書いてあるとおり、景気動向調査で、8%への引き上げの反動減などの影響で前年同期に比べて10.9ポイント悪化のマイナス17.8ポイントと、2期ぶりにマイナスに転落したと。

経営上の問題点として、諸経費の増額、人材不足、得意先の減少が上位を占めたということからして、10%になったら廃業が多くなって網走の市民生活も大変だという現状があります。

この報告書を読んだだけでも、これだけにとどまらない影響、特に北電の電気料の再値上げは、ダブルパンチどころか本当にひどい追い打ちをかけると思います。

1,000兆円のだとかいろいろ社会保障と言ったのですけれども、当市議会として、国に対して意見を上げることは、そういうことを考えて上げるのではなく、やはり国がわからない網走市民の実態を伝えることが、今私たちがなすべきだと思うのです。

議員はそういう市民の付託を受けたのですから、当然そういうような意見を上げる義務も負っているし、権利もあるのですけれども義務も負っていると思うのです。

そういうことから、継続ではなしに、ぜひとも願意を酌んで議会としての意見を真っ当に上げることが今こそ求められていると思うのですけれども、ほかの委員の皆さん、いかがですか。

**○平賀貴幸委員長** 飯田委員の御意見を踏まえてほかの皆さんいかがでしょうか。

**○高橋政行委員** 今のを拝見いたしました。

それと2,000を超える署名を集めていただいたという、本当に御苦労、大変だったのだろうなと感じるところです。

確かに税金というものは上げないのにこしたことはないのですけれども、ふえ続ける社会保障に対して手を打たなければならぬということ。

それと、3党で合意されているということも含めまして、そしてまたこの10%の時期というものはまだはっきりとこのときからというふうに決まっていないとも伺っています。

そして、景気の回復を見ない中では10%にはできません。

このようなことを考えますと、私も継続としたほうがよいと思います。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○井戸達也副委員長** 先ほど飯田委員から配られたこの資料を見ましても、非常に皆さんが苦しんでおられると。

当然消費税は全ての人にかかわるわけですから、私どもも苦しいという現状は変わらないわけであります。

子どもを育てる立場としても、未来にツケを回すというか、今のことというよりは将来を考えていかなければならないということもありますので、今8%から10%というお話がありますけれども、これについては慎重に考えていく必要があるのだろうという部分はございます。

今、この増税に真っ先に反対するというよりは、慎重に時期を見ていただくというところで、私も継

続という形で。

**○近藤憲治委員** 今皆さんの御意見を伺いました。

飯田委員からは市民の中にも増税するなという声が非常に大きいということでもありますが、私も毎月市政報告会をやる中で消費税に関連した御意見をよくいただきます。

ただ、その中で増税するなという意見も確かにあるにはあるのですけれども、一方でこの先増税しなくてこの国は本当にもつのかという質問があるのも事実ですし、またもう一方で景気対策をしっかりとやらせてもらうことがまず先なのだとということで、いろいろな意見がある現状があるというふうに思っています。飯田委員が市民の声ということを強くおっしゃられていましたが、市民の中にはさまざまな声があるというふうに私は思っています。

今、井戸委員がおっしゃられていた、慎重にこの問題は考えるべきだと。増税については慎重に考えていただきたいというところでは高橋委員もおっしゃられていたところで、いろいろと酌み取れるところがあるので、例えばこの請願の文書を明確に今反対だということではなく、慎重に検討しなさいのようなニュアンスに直すことが可能なのであればその部分では一致するのかもしれないですが、このままであれば継続というふうに受けとめているところであります。

**○平賀貴幸委員長** よろしいでしょうか。

**○飯田敏勝委員** 商工会議所のアンケートは確かに商売をやっている方なのでしょう。

商売をやっている方は、市民の方を相手に商売していると同時に、片や自分も生活者なのです。

ですから、両方の感じ方をしていると思うのです。

だからこそ、調査の重みというものは重いのです。

今、集団的自衛権の議論もしました。

国の財政とかあるのですけれども、防衛費などを見ると5兆円を超えてばんばん要求してきて、満度に防衛省の言うとおりに通るなどという。では金なんかあるのではでないかと。どこが金がないのだ。どうしてそういうようなことに考えが及ばないのかということなのですけれど。

特に私は建築業者の方ともお話する機会がありました。

今、網走でたまたま国の元気臨時交付金をもらって、流氷館と市民健康プールが建てられているので

すけれども、実際は今順調に進んでいるとは言いながら、非常に苦慮していると。鉄筋工がいないとか、型枠工がいないだとかで、その分が上がって、冬場に延長されると燃料費が今度上がるということになると本当に大変だと。その上に消費税を10%に上げられたら、とてもやっていけないですよと。

例えば、家を建てるにしても、1,000万円の家で100万円消費税に取られたら、200万円取られたら、誰も建てないということを言っています。

その人たちというのは、今までは消費税増税も3%、5%のうちはやむを得ないと言っていた人です。

それが8%になって、10%になると、本当に自分の商売もだけれども、自分の生活も大変だと。皆さんは私たちがもうけていると思っているようだけれども、ほとんど利益がないのだというようなことがこの影響調査にあらわれて、商工会議所も相談所だよりでこういうようなことを私は書いたと思います。

今、近藤委員が反対でなしに慎重にと言ったのですけれども、今言った政府の防衛予算なり、それから90%以上トンネルを通過して東京から名古屋、名古屋から京都だとか大阪を高速で結ぶ、9兆円かかるとかと言われているリニア計画がある。

だから、そういう金をしっかりと社会保障なりに使う、それから消費税率を上げないでやっていくためには、この際こういう意見書を上げない限り、それが国民の声だということ、それが網走の声だと上げない限り、私はわからないと思うのです。

その一番よい例が選挙という人もいると思うのですけれども、けれどもやはり国民の皆さんが声を上げる一つの手段として、網走の議会の議員に頑張ってもらって、議会として意見を国に上げてもらうことが。私たちの声を代弁しているということが多くなれば、国だって考えざるを得ない局面も出てくると思うのですけども。

その辺も含めて私は考えてほしいと思います。

**○平賀貴幸委員長** ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議論の一致を見ませんので、請願第55号については継続とさせていただきます。

---

**○平賀貴幸委員長** 続いて、陳情第16号集団的自衛権の行使について、必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情についてで

あります。

この陳情についても、第2回定例会6月に継続審査となっているものであります。

なお、ほかのものと願意が若干違うということで、別途前回も議論いたしましたので、今回も別途議論させていただきます。

いかがでしょうか。

**○近藤憲治委員** 6月にも議論させていただきましたが、集団的自衛権の行使容認の是非よりも、きちんと正確に事実を伝えなさいという願意なのだというふうに思っています。

前回も述べさせていただきましたが、この間の議論というのは非常にさまざまな角度からなされていて、ここに書かれているように、集団的自衛権の行使容認することによって我が国が攻撃対象になる可能性もありますよでありますとか、テロの標的になる可能性がありますというような分析結果も国民に示すことなく書いてありますが、そういったことも実際新聞の紙面上等々でもかなり深く議論がされているというふうに私は思っていますので、この陳情そのものの願意というのは今飲み取られているような現況があるというふうに感じておりますので、不採択で構わないというふうに考えています。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○飯田敏勝委員** 前回も述べたのですけれども、この陳情は憲法をしっかりと柱にした陳情だということです。

先ほどからの議論で憲法解釈を行うことそのものを憲法は認めていないのだと。

憲法99条によって守らなければならないものを破っているということで、しっかりと自分たちが集団的自衛権の行使をするなら、憲法改正を進める手続きでやりなさいということを、真つ当なことを私はずっと言っていると思うのです。

ですから、憲法に基づいての陳情ですから、これはしっかりと、守らない憲法違反の憲法解釈で今やっていることに対する陳情ですから、私はぜひとも採択願いたいということです。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

**○井戸達也副委員長** これは集団的自衛権の行使についてという部分でありますので、この集団的自衛権というのは国際的な立場を今考えたときに、日本には私は必要なものというふうに考えますので、不採択という形で。

**○平賀貴幸委員長** ほか。

○高橋政行委員 これも国会答弁で明らかになったように、自分たちを対象にして考えていきましょうということを思っても、やはり9条のもとで守られているのだという、そういった思いは変わりありません。

これも先ほど同様不採択といたします。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、この陳情については意見の一致を見ませんので継続とさせていただきます。

---

○平賀貴幸委員長 続いて、陳情第19号「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情について審査いたします。

○飯田敏勝委員 先ほど高校の指針見直しということがありましたけれども、ここでは教育全体を多くの自治体が少人数の学級で教育の改善その他をやっているのに、国が体制的な援助をしないとなかなか地方自治体では大変だと。少人数学級だと教職員の定数増を自治体だけでやるのは大変なので、財政力の違う自治体間の格差が生じるということで、国の責任で行いなさいということなんです。

国が地方に要請するものですから、網走市もいわゆる正規の職員ではなしに、期限つき教員だとか、そういう形でふえてきています。

その定数を改善することによって、臨時だとか非常勤の正規化を進める必要があるということ、国の責任で教育条件の整備を進めなさいという意見です。

特に、教育機関への公の財政支出は、GDP比でOECDの諸国から見たら日本は最下位になっているということも言っています。

そういうことをする上からも、小中学校、高校で30人学級、教職員の定数改善計画をつくって計画的に教職員でふやすということは本来国の責任でやらなければならないことだと思いますけれども、そういうことをこの陳情では言っていると思いますので、ぜひとも採択の方向でやってほしいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 私どもの会派としては、この先の国づくりの一つの要素として、子どもたちをいかに育てていくのかという部分で教育の重要性を非常に重く見えています。

そういった点では、この陳情については一定の文

言整理をして採択すべきであるというふうに考えております。

実際ここに出されている陳情の全文で、2段落目の冒頭で学力テストは競争主義教育だとか、それから4段落目で「定数崩し」の安上がり政策だとか、いろいろといわゆる特定の立場から見られた方の書き方がなされていますので、そういった部分をきちんと修正できればこの大枠の願意というものは理解できる場所でありまして、教育機関に対しての国家財政からの財政支出が非常に先進国の中で低いというのは、これは大きな問題でありますので、そこはこの先少子化も進みますので、しっかりとやっていくべきだというふうに考えていますので、文言整理の上、採択というふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 教員の方たちも、学校ではじめでありますとか、体罰の問題ですとか、それから教職員の長時間労働ですとか、そういった大変なことが報道されてもおります。

そういったことから考えますと、教員の待遇を改善していくということに対してはやるべきだと思います。

それから30人学級、これはまだできていないところがあるのでしたら、やはり進めていくべきだと、そういったことも考えまして採択といたします。

○井戸達也副委員長 私どもの会派としましても、この内容に関しては採択すべきだと。

○平賀貴幸委員長 皆さんから御意見いただきました。

採択という意見ですので、陳情は陳情として採択をさせていただいて、意見書案をつくらなくてで文言整理ということで近藤委員よろしいですか。

○近藤憲治委員 はい。

○平賀貴幸委員長 そのようにさせていただきます。

陳情第19号「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情については、全会一致をもって採択と決定いたします。

なお、意見書については後日改めて皆さんにお諮りをしたいと思います。

---

○平賀貴幸委員長 次、陳情第20号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める陳情について審査いたします。

○飯田敏勝委員 これも一連の流れの中から出され

ています。

ことしの4月の高校入学生それから高校授業料の無償化の所得制限が導入されたのです。

これは本来、学びを社会全体で支えるという高校無償化の制度の理念から外れたもので、原則無償から有償へと制度が後退した事実があります。

これは政府が2012年に留保したものを撤回した国際人権規約、いわゆる中等教育の漸新的無償化を求めた規約に違反するということから、この以下に述べられている願意を酌み取って、ぜひこれも採択の方向でやってもらいたいと思います。

特に、無償化に所得制限が設けられまして、介護保険だとかさまざまなものに所得制限が設けられるのと違って、教育こそ経済的格差だとかをつけないで機会均等でやるべきものだというのが世界の常識なのに、そういうことになっているということを私は憂う一人です。

ぜひとも記の部分で書いてある高校無償化、それから所得制限ではなしに、給付制奨学金の制度をつくるというようなことも含めて採択を願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 私も本当に生活が苦しくて大学を断念したという話を聞きましたから、その当時も何とかならないのかという思いでおりました。

こういった支援ができることによって、みんなが公平に学ぶことができるという、そういうことを感じましたので、あとは奨学金制度をもっと充実させていただきたいという希望もありますけれども、採択といたします。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 1点これでいくと所得制限があるという部分で不平等というのを感じるところがあります。

子どもが勉強のために頑張るという中には、やはりそれを後ろ支える親御さんも頑張っていただきたいというところの願いも込めた上で、これに関しては不採択という形をとりたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 先ほどからの私どもの会派の見解としては、この先、この国の国づくりとして教育は極めて重要な要素であるという点から、この陳情そのものの方向感というものは理解するところではあるのですが、表題に書かれている「高校・大学教育の無償化」ということになれば、少し読んでみたの

ですが、いわゆる国が半ば義務として児童生徒の面倒を見る小中学校と同じように高校、大学も運営すべきだというふうに考えているのか、それともこの記で書かれている奨学金を充実させる、または給付制奨学金に集約していくということを求めているのかというのが全体を読んでも判然としないところがありまして、その部分では、この陳情を採択ということではなく、むしろ継続で中身を検討させていただきたいというふうに考えているところでありませう。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがでしょうか。

もう少し精査をしたいということでありまして、継続という取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第20号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める陳情については、継続という取り扱いをさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、陳情第22号「釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情について審査いたします。

○井戸達也副委員長 先ほど川瀬弁護士の方からお話があったこの陳情第22号ですけれども、この件に関しましては私どもの会派は採択という形でいきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 基本的には採択という方向になります。

本当に今、台町の網走支部も移転されるのではないかと心配もあります。

そういうことも含めて、労働審判だけに限らずさまざまな生活相談とか生活事例、家裁のことに関してもっと充実させなければならないという立場から、ぜひともこの陳情を採択してもらいたいと思います。

○高橋政行委員 私どももこの陳情第22号に関しましては採択としたいと思います。

○近藤憲治委員 私どもの会派といたしましても、必要性、ニーズ等々に鑑みて極めて重要な案件であると考えておりますので、採択というふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 それでは、陳情第22号「釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情については、全会一致をもって採択と決定をさせていただきます。

意見書については後ほどお配りいたします。

○平賀貴幸委員長 続いて要請の審査であります。

オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書の提出要請について審査をいたします。

○飯田敏勝委員 私どもの議員団が出しました。

前回というか大分前にオスプレイの配備撤回を求める意見書の提出要請が通った経緯もあります。

特に、オスプレイの場合は安全性に関して危険な問題点が多く、欠陥機だとの評価が内外から出ているのです。

ここにも書いてあるとおり、飛行中にエンジン停止などの機体が制御不能になった場合にどうするかという、飛行機なり普通のヘリコプターだったらどうするかということなのですけれども、機体の降下で生じる空気の流れで翼を回転させて安全に着陸する自動回転、いわゆるオートローテーションという機能を持っていないということが、これを開発した技術者からも出されています。

それと同時に、オスプレイは機体の重さに対して翼が小さくて浮力が低いという問題がある。

だから今まで事故を起こして36人の死者も出しているということなのです。

なぜ危険かという、訓練そのものができていないのです。危ないから。

ただ飛行はするのですけれども、実際初め沖縄の普天間基地だったのですけれども、今九州全域の飛行区域を出されて、この間札幌まで来て北海道も射程に入っています。

何で危険かという、アメリカではオスプレイの騒音や環境に悪影響を与える可能性があるということで書いたのですけれども、危険で訓練できないのです。アメリカでは危険だということで訓練できないと。

アメリカでできないものを日本でやるということは、まさに日本がそういうようなやっつけいような条約を結んでいるものですから、自由勝手にやっていると。

特に、導入するところの沖縄では、騒音の約束、飛行時間の約束が一切守られていないという現状があります。

それが日本中に拡散すると、特に北海道は矢臼別の演習場が米軍の演習場に今恒常化されています。矢臼別ですと網走が近いです。

オスプレイがそういう形になると、網走にも飛来

したり、訓練の領域に入ることからすると、全国へ訓練が拡散するのに対して同時に、網走もこの危険性の区域に入ることから、何としてもこの危険なオスプレイの訓練について反対するのは、網走市民の大きな願いだと思うのです。

そういうことから意見書を提出しましたので、ぜひとも御採択をお願いします。

○平賀貴幸委員長 いかがでしょうか。ほか。

○近藤憲治委員 日本共産党議員団のお二方からの意見書提出の要請ということだと思います。

オスプレイに関しましては今飯田委員がお話しをされたような懸念がいろいろと示されているということは認識をしております。

ただ一方で、日本政府も陸上自衛隊に導入をしようとする理由としては、輸送能力の高さでありましか、その際の速度の早さ、離島の防衛だけではなくて離島での災害発生時等にも大いに活用できるという判断だというふうに伺っております。

さまざまなリスクはあるものの、一方でメリットもあるという状況でありまして、この後自衛隊に導入するプロセスで当然自衛隊で整備にかかわっていくわけですから、何がリスクなのか、何が問題なのかということも明らかになっていくというふうに考えています。

そういった部分では、運用の中でしっかりと改善をしながら、オスプレイが事故を起こさないような形で取り扱っていくと。うまく使えば非常に機能性の高い機体だというふうに聞いておりますので、その部分では今後の推移を見守りながら、この問題についても議論をさせていただきたいというところで、この問題に関しては継続をさせていただきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 オスプレイが危険な状態をはらんだまま、各地に広がっていくところでは非常に懸念するところでもありますけれども、一方それを御理解した上で受け入れるということには賛成するところもありますので、これは今後の状況を見ながらということで継続という形を取りたいと思います。

○高橋政行委員 私も継続をお願いしたいのですが、こういった事故があったということは当初聞いております。

ただ、日本に持って来られてからはそういったことも聞いておりませんし、またこれが訓練によって

改善されていくものも技術としてあるのだろうとも思います。

そのようなことで継続ということをお願いします。

**○飯田敏勝委員** 今、事故がないと言ったのですけれども、実地訓練をやっていないのです。

やってないということはなぜかと言ったら、危険だからシミュレーションしかやっていないのです。

防衛庁の幹部がオートローテーション機能を有しているかどうか確認ところ、アメリカ国内で訓練用シミュレーション、模擬訓練装置データを視察して確認していると。実地訓練をやったら落ちるからやらないのです。

ですから、アメリカで危ないのでやらないものを日本でやったら、もっと自由に。今、日本は日米地位協定によって日本の航空法が適用されなくて、好き勝手にやったら網走だって標的になって、網走の能取岬を標的に飛行するだとか、そのようなことが全部考えられるのです。

それはシミュレーションしか今やっていないくて、では実地訓練をやったらリスクのほうが高いからみんな危ないと言っているのです。

その辺は日本の主権のもと、アメリカの属国ではないのですから、危険なもので実地訓練していないものはやめなさいという。

特に飛行機だとエンジンが停止しても翼があって滑走できる。それから、ヘリコプターでも自動回転によってリスクというものは少ないと。

オスプレイは垂直して上がって行って、滑走できないから、浮力がないから落ちるから、シミュレーションしか訓練できないから危ないと言っているのです。

だから、日本の防衛に役立つとか、その以前の問題だということで私は捉えてほしいと。

今後も継続になるにしても、その辺をもっと認識してほしいと思います。

**○高橋政行委員** 今の話、よく賜っておきます。

そして、これからの議論に役立てたいと思います。

**○平賀貴幸委員長** それでは、この要請につきましては意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

**○平賀貴幸委員長** 次にその他ですが、理事者のほうから何かございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

委員のほうからは。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、総務文教委員会はこれにて閉会をいたしますが、意見書についてですが、後日また改めて文言整理して意見書をお示しするときに先ほど採択になったものもあわせてお示したいと思います。

それでは、総務文教委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 28 分閉会

---